

桶川市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

昭和52年4月13日告示第17号

昭和52年8月15日告示第31号

昭和53年11月29日告示第35号

昭和55年2月4日告示第8号

平成16年3月31日告示第40号

令和3年3月26日告示第54号

(趣旨)

第1条 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条）の交付を受けた者、療育手帳（昭和48年障福第1125号生活福祉部長通知「療育手帳制度要綱について」）の交付を受けた者及び精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条）の交付を受けた者に対し、その自営、就職等による更生を促進するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による運転免許の取得費を補助金として交付する。

2 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に準じ、この要綱で定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次の各号の条件を満たす者が道路交通法第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許を得るために要する経費とする。

(1) 桶川市に居住地を有する者

(2) 視覚、聴覚、言語、上肢、下肢障害者にあつては、身体の障害により道路交通法第91条の規定によって、運転できる自動車等の種類について限定され、又は運転するについて必要な条件を付される者

(3) 道路交通法第96条の規定により運転免許試験の受験資格を有する

者

(4) 運転免許の取得により、収入の向上又は就業に著しく有利になる等その更生が見込まれる者

(5) 過去において、運転免許取得のため補助金の交付を受けていない者

2 前項の第1種普通自動車運転免許を得るために要する経費は、都道府県公安委員会指定の自動車教習所において、教習を受けるために要する入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料及び受験料とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、第2条の経費の3分の2とし、その額が10万円を超える場合は10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書を市長に申請しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに審査のうえ当該申請者にその旨を様式第2号の通知書により通知するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年桶川市告示第31号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年桶川市告示第35号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年桶川市告示第8号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月31日告示第40号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 6 日告示第 5 4 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

自動車運転免許費補助金交付申請書			
桶川市長			年 月 日
申請者 住 所 氏 名			
このことについて下記のとおり申請いたします。			
記			
障害者氏名		手帳番号	
障 害 名		等 級	
障害者住所			
自動車学校	所在地		
	学校名		
申 請 額			

※ 納付書を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

自動車運転免許取得費補助金交付決定（却下）通知書	
第 年 月 日 号	
様	
桶川市長 印	
年 月 日付で申請のあった自動車運転免許取得費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。	
1. 交 付 (補助金額)	円
2. 却 下 (理 由)	